

(仮称) 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子案

1 趣旨

平成 27 年 4 月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を限度として、町より施設型給付や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとしています。

これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、国で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき、本町の条例により定める運営に関する基準を満たす必要があるとされております。

2 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日とする。

3 基準案

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設 の運営に関する 基準	利用定員	1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（以下「法」という。）第 27 条第 1 項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員 20 名以上とする。 2 利用定員は、法第 19 条に掲げる区分（ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満 1 歳に満たない子ども及び満 1 歳以上の子どもに区分する。）ごとに利用定員を定めるものとする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	内容及び手続きの 説明及び同意	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>1 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる子どもの数及び現に利用している 1 号認定こどもの総数が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる認定こどもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）は、利用申込みに係る 2 号又は 3 号認定こどもの数及び現に利用している 2 号又は 3 号認定こどもの総数が、2 号又は 3 号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
		<p>4 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	対する協力があつせん、調整及び要請に	<p>特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）の利用について法第 42 条第 1 項の規定により市町村が行うあつせん及び要請又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項の（附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	支給認定の申請に係る援助	<p>1 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	把握 心身の状況等の	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	の記録 教育・保育の提供	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設 の運営に関する基準	利用者負担額等の受領	<p>1 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要があると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>3 また、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) 特定教育保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>4 特定教育・保育施設は前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、書面によって保護者に説明を行い、文書による同意を得ることとする。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設 の運営に関する基準	給付費等の額に係る通知等	<p>1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特定教育・保育の取扱方針	<p>特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>(2) 認定こども園（(1)を除く。） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。）</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特定教育・保育に関する評価	<p>特定教育・保育施設は、提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	緊急時の対応	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	市町村への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	運営規定	<p>特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容				
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方	
特定教育・保育施設の運営に関する基準	勤務体制の確保等	特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり	
	定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり	
	掲示	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり	
	取り扱う原則	子どもを平等に	特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり	
	懲戒に係る職権の濫用禁止	特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり	

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	秘密保持等	特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	情報の提供等	特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利益供与等の禁止	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与・收受してはならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	苦情解決	1 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 2 提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	事故発生の防止及び発生時の対応	<p>1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	会計の区分	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	記録の整備	<p>1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>(3) 市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特別利用保育の基準	<p>1 特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。</p> <p>2 特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特別利用教育の基準	<p>1 特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。</p> <p>2 特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
特定地域型保育事業の運営に関する基準	利用定員	<p>1 利用定員については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 家庭的保育事業 1人以上5人以下</p> <p>(2) 小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下</p> <p>(3) 小規模保育事業C型 6人以上10人以下(15人以下5年間)</p> <p>(4) 居宅訪問型保育事業 1人</p> <p>2 上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定地域型保育事業の運営に関する基準	説明及び手続きの内容及び手続きの同意	利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 利用の申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
		3 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	要請に対する協力	特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市町村が行うあつせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
心身の状況等の把握	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり	

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定地域型保育事業の運営に関する基準	特定教育・保育施設等との連携	<p>1 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）</p> <p>2 居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合であっては、あらかじめ連携する障害時入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない、ただし離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
		<p>3 特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利用者負担額等の受領	<p>1 特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>2 当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要が認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。</p> <p>3 また、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、文房具等の特定地域型保育事業の利用において通常必要とされる額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前 3 項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いについて、書面で保護者に説明し、文書による同意を得なければならない。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定地域型保育事業の運営に関する基準	方針	特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	評価等	<p>1 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	運営規程	<p>特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営に方針</p> <p>(2) 提供する特定地域型保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他重要事項</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定地域型保育事業の運営に関する基準	勤務体制の確保	<p>1 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	定員の遵守	<p>特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	記録の整備	<p>1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>(3) 市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定地域型保育事業の運営に関する基準	特定地域型保育の基準	<p>1 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること。</p> <p>2 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特別利用地域型保育の基準	<p>1 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
附則	例 特定保育所に関する特	<p>1 特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、市町村の同意を得ることを要件とする。</p> <p>2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、拒んではならない。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	経過措置	<p>1 小規模保育事業 C 型にあつては、この府令の施行の日から起算して 5 年を経過するまでの間は、6 人以上 15 人以下とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から 5 年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり